

行政の実施プロセス

1. 総合計画

計画の構成と期間について

- ・八街市総合計画2005 平成17年3月策定
- ・基本構想（平成17年から平成37年 20年間）
将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」
将来人口83,000人（平成17年当時の人口推計）
- ・基本計画 5年ごとに策定
第1次基本計画 平成17年度から21年度
第2次基本計画 平成22年度から26年度
- ・実施計画 3年ごとに策定

別紙「八街市総合計画2005第2次基本計画 概要版」参照

※第2次基本計画の計画期間の終了（平成27年3月末）を踏まえ、新たな総合計画（基本計画）の策定作業が始まる。

2. 予算

総合計画に掲げる施策の実現に向け財源の裏付けをもとに健全財政を維持しつつ予算編成が行われる。

当初予算成立までの流れ

- ・前年度9月中旬 各課当初予算要望準備
- ・10、11月 財政課ヒアリング
- ・12月 財政課長協議、総務部長協議
- ・1月 市長査定
- ・2、3月 3月定例会（議会）において当初予算案上程
議案審議・議決

※場合によって補正予算を別途各定例会ごとに編成

3. 議会の流れ

年4回 3月、6月、9月、12月に定例会を開催（必要により臨時議会あり）

議案提出 前々月10日頃総務課取りまとめ

予算要求 前々月20日頃財政課取りまとめ

一般質問 議会開会10日前頃締め切り

議案質疑

常任委員会（総務、文教福祉、経済建設）

委員長報告

議決

4. 条例、規則、要綱等の制定

別紙：「八街市の条例等（規則や要綱など）の制定までの流れ」参照

法令審査委員会（幹事会）：条例等の原案について、審査する機関

年5回定期開催（急を要する案件については、別途審査）

（予算と条例、規則等の関係）

地方自治法第222条第1項の規定により、予算を伴う条例やその他議会の議決を要する案件は、必要な予算上の措置が見込まれなければ議会に提出できないこととなっており、限りある財源をどのような施策に割り振るかを決定することがまず第一となり、予算措置が見込まれた時点で初めて実施する制度等の内容を定めることができる。